

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年5月10日 07時45分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位276°560m付近 (概位 北緯43°13.8′ 東経141°16.9′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年5月12日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.95m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、石狩湾港で釣りをして漂流中、操縦者が、発航場所に戻るため、船外機を始動しようとしたが、始動できず、運航不能となった。</p> <p>本船は、操縦者が、船外機の始動を試みるうちに港外に流されたので、海上保安庁に救助を要請し、発航場所にえい航された。</p> <p>船外機は、本インシデント後、修理業者が点検を行ったところ、点火プラグの電極にオイルが付着しているのが認められたので、同プラグを交換し、シリンダ内部及びキャブレター内部の清掃を行ったところ、始動できるようになった。</p>
分析	本船は、石狩湾港で釣りをして漂流中、船外機の点火プラグの電極にオイルが付着したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、石狩湾港で釣りをして漂流中、船外機の点火プラグの電極にオイルが付着したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に船外機の点検及び整備を実施すること。</li> </ul>